

母子生活支援施設 指導監査

監査当日は、下記点検事項について確認できる書類等を御準備ください。

(1) 施設運営

点検事項	根拠法令等
重要事項に関する規程	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第13条第1項
資格証（写）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条、28条
勤務割表	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条
出勤簿、休暇処理簿	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-1-(5)
職員の研修	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第2項
苦情を受け付けた場合の対応	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条の3
業務の質の評価（自己評価）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第29条の3
事業計画 ※運営理念や基本方針を盛り込んだ中・長期計画の内容を反映した計画	母子生活支援施設運営指針 第Ⅱ部 7-(2)-②

(2) 保健衛生

点検事項	根拠法令等
入所者の健康診断	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項
職員の健康診断	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-イ 労働安全衛生規則第44条
水質検査・清掃などの衛生管理状況 ※飲用水が水道水以外の場合	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第10条第1項 「社会福祉施設における飲用井戸水及び受水槽の衛生確保について」記Ⅱ
感染症対応マニュアル	母子生活支援施設運営指針 第Ⅱ部 4-①
事故発生対応マニュアル	母子生活支援施設運営指針 第Ⅱ部 4-①
衛生管理マニュアル	母子生活支援施設運営指針 第Ⅱ部 4-①

(3) 安全対策

点検事項	根拠法令等
非常災害対策計画（防災マニュアル）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第1項
避難及び消火に対する訓練	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項
消防法令に基づく専門業者による 防火設備等の安全点検	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-3-ア
防犯訓練	母子生活支援施設運営指針 第Ⅱ部 4-③
安全計画	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3
業務継続計画（感染症・非常災害）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3

(4) 児童処遇

点検事項	根拠法令等
自立支援計画	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第29条の2
入所者の処遇の状況を明らかにする書類（いわゆるケース記録等）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条 母子生活支援施設運営指針 第Ⅱ部 2－（1）
ケース会議の記録	母子生活支援施設運営指針 第Ⅱ部 2－（1）

(5) 職員処遇

点検事項	根拠法令等
就業規則一式（給与規程・休業規程含む）	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1－2－（1）－第2－1－（2） 労働基準法第89条
労働条件通知書（雇用契約書）	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1－2－（1）－第2－2－（1）－ア 労働基準法第15条第1項、同法施行規則第5条
24協定・36協定	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1－2－（2）－第2－2－（2） 労働基準法第24条・第36条
1年単位の変形労働時間制に係る 労使協定の届出 ※当該制度を採用している場合	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1－2－（1）－第2－2－（1）－ア 労働基準法第32条の4第4項、同法施行規則第12条の4第6項
給与台帳	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条
時間外勤務の実績	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1－2－（1）－第2－2－（1）－ア 労働基準法第37条
諸手当に係る届出 （通勤手当、扶養手当、住居手当等）	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1－2－（2）－第2－2－（1）

(6) 経理

点検事項	根拠法令等
経理規程	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1－2－（1）－第2－1－（2）
小口現金出納帳	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1－2－（2）－第2－1－（2）－オ
預り金台帳	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1－2－（2）－第2－1－（2）－オ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2
契約関係書類 （契約書、請書、相見積書等）	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1－2－（1）－第2－1－（2）
資金収支計算書、資金収支明細書	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」に基づく 弾力的運用が適切に行われているか確認するため。
積立金・積立資産明細書	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」に基づく 弾力的運用が適切に行われているか確認するため。
積立の使用計画	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」3－（2）

積立資産の目的外使用における 理事会への協議に係る書類 ※該当する場合のみ	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」 3－（2）
財産、収支を明らかにする帳簿 （総勘定元帳、会計伝票及び証拠書 類、固定資産管理台帳）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 14 条 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙 1－2－（2）－第 2－1－（2）